

静岡県告示第464号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和6年6月25日

静岡県知事 鈴木康友

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社ぴっぴーの	御殿場市竈838番地の1	きっずサポート ゆーもあ	御殿場市竈838番地の1	令和6年6月1日	保育所等訪問支援	特定無し